



議案第十一号

三朝町国民健康保険税條例の一部を改正する
條例について

三朝町国民健康保険税條例の一部を別紙のと
あり改正する

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂本雅己

昭和四拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和三十九年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する

第三条中「第三百十四条の二第一項ただし書に規定する総所得金額」を「第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九条第一項第五号の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額（その金額が二万円をこえるときは、二万円）を控除した金額によるものとする。以下第九条の二において同じ。）」に「同項」を「法第三百十四条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合における法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額又は山林所得の金額の計算については、法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第十一条の二第二項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。

3 第一項の場合における法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額
退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する場合においては、法第三
百十三条第八項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。
第九条中「第一項ただし書」を「第一項」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十年四月一日から施行し、昭和四十年度分の国民健
康保険税から適用する。